

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	食事療養標準負担額減額の認定	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行規則	
根 拠 条 項	第26条の3	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	<p>《食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定》</p> <p>○国民健康保険法施行規則 第26条の3</p> <p>1 市町村は、被保険者が、令第29条の3第1項第5号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第1号において「食事療養減額認定世帯員」という。)の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号の規定による市町村の認定(第27条の14の2及び第27条の14の5に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。)を行わなければならない。</p> <p>《健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額》</p> <p>平成8年8月16日 厚生省告示 第203号 改正告示令和6年3月5日 厚生労働省告示第65号 令和6年6月1日から適用</p> <p>健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。なお、1日の食事療養標準負担額は、3食に相当する額を限度とする。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年12月11日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

食事療養標準負担額

市民税	所得区分		食費(1食)
課税	一般		490円
非課税	70歳未満：区分オ	過去1年間の入院が90日以内	230円
	70歳以上：区分Ⅱ	過去1年間の入院が91日以上	180円
	70歳以上：区分Ⅰ		110円